

# 家庭ごみに関するお知らせ

## 分別区分の名称を変更します

現行の名称	新しい名称
プラスチック類	プラスチック類リサイクル
紙・小型電子機器等リサイクル (雑誌・本)	紙・ <b>金属</b> ・小型電子機器等リサイクル (雑誌・本・ <b>雑紙</b> ) *雑紙はリサイクルとして出してください。

## 指定ごみ袋が変わります

これまで、「燃やせるごみ袋」「燃やせないごみ・リサイクル共用袋」の2種類だった市指定ごみ袋が、「燃やせるごみ袋」「燃やせないごみ袋」「リサイクル袋」の3種類に変わります。

袋の大きさは、大、小サイズの2種類で、新しくできた「リサイクル袋」は、プラスチック類リサイクル、資源リサイクル、金属・小型電子機器等リサイクルで使用することになります。なお、新指定ごみ袋は5月上旬から販売予定です。

また、お手元に残っている現行の市指定ごみ袋も引き続きご利用できますのでご理解をお願いします。

## 新しい市指定ごみ袋のデザイン

燃やせるごみ袋  
(赤い袋)



燃やせないごみ袋  
(透明な袋に青字)



リサイクル袋  
(透明な袋に緑字)



## ▶旧五所川原地区での現行の「燃やせないごみ・リサイクル共用袋」利用について

旧五所川原地区は「燃やせないごみ」と「プラスチック類リサイクル」が同日収集のため、現行の「燃やせないごみ・リサイクル共用袋」を「燃やせないごみ袋」として利用する場合は、黒マジックペンで袋の立佞武多の絵にわかりやすく丸印「○」を記入してください。「リサイクル袋」として利用する場合は、立佞武多の絵に丸印を記入する必要はありません。



◀丸印の記入例

環境対策課  
内線 2346